

ISSN 1883-1656



Центр Российских Исследований
RRC Working Paper Series No. 12

ロシアにおける外国資本の導入と地域経済への影響
—サハリン資源開発プロジェクトの事例研究—

菅沼桂子(一橋大学大学院経済学研究科特別研修生)

February 2009

**RUSSIAN RESEARCH CENTER
THE INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
HITOTSUBASHI UNIVERSITY
Kunitachi, Tokyo, JAPAN**

RRC Working Paper Series No. 12
February, 2009

ロシアにおける外国資本の導入と地域経済への影響
ーサハリン資源開発プロジェクトの事例研究ー

菅沼桂子

一橋大学大学院経済学研究科特別研修生

E-mail : ea080601@g.hit-u.ac.jp

【要旨】

本稿の目的は、ロシアに投じられた外国直接投資が、投資受入地域に如何なる経済的影響を及ぼしているのかを考察することにある。その一貫として、日本企業との関わりも深いサハリン資源開発プロジェクトの事例を取り上げる。同プロジェクトは、連邦構成主体の中でも最辺境地域の一つに属するサハリン州に大規模な外国資本の誘致を実現した点など、地域経済開発という観点から、多くの面で積極的な意義を有している。他方、本プロジェクトには、中央・地方政府間の利益配分問題等、看過し得ない様々な問題が残存している。しかし無論、これらの諸問題は、外資導入によってサハリン州にもたらされた経済的恩恵を相殺してしまうものではない。

キーワード：外国直接投資(FDI)、資源開発、地域経済、サハリン、ロシア

1. はじめに

移行当初の十数年間、中東欧諸国との比較において、ロシアは、諸外国からの資本導入という面で明らかに後塵を拝していた。即ち、UNCTADの公開情報によれば、1992～2002年における国民1人当たりのFDI累積額がロシアでは僅か192ドルであったのに対し、チェコでは3,622ドル、ハンガリーでは3,015ドル、ポーランドでは1,312ドルであり、その差は歴然としている。しかし、近年の世界市場におけるエネルギー価格の急騰やそれに恩恵を受けた目覚ましい景気拡大を反映して、ロシアへの外国直接投資(FDI)は、大きな弾みがついた。事実、1992～2002年の期間にロシアへ投じられたFDI総額が278.9億ドルであったのに対して、2003～2006年の投資実績は累計686.8億ドルにも達し、それ以前の累積額を大幅に上回っているのである。

この通り、近年FDIが急増しているロシアでは、いくつもの大規模な事業計画が進行している。日本企業も深く関与するサハリン資源開発1・2プロジェクト(以下、「サハリン・プロジェクト」と略す)は、その最たるものである¹。周知の通り、サハリン州には、膨大な埋蔵量を誇る石油・天然ガス鉱床が多数存在しており、従って、同州における大規模資源開発プロジェクトに外国企業が積極的に関与しようとするのも無理からぬことである。実際、Iwasaki and Suganuma (2005)の実証結果が示唆するところでは、天然資源の賦存性は、ロシア地域に流入した直接投資に対して、統計的に非常に有意な正のインパクトを及ぼしているのである。

一方、ロシアにとって焦眉の経済的課題の一つは、地域経済発展の促進である。その中心的な政策対象は、好景気に沸くモスクワやサンクトペテルブルク等の大都市ではなく、近年の経済回復の恩恵を十分に受けているとは言い難い後進地域に他ならない。現に、2005年時点での1人当たり地域総生産(GRP)は、モスクワで384,596ルーブル、サンクトペテルブルクでは145,503ルーブルであるのに対して、政治・社会情勢が極めて不安定な南連邦管区を例外としても、例えば、シベリア連邦管区のトゥヴァ共和国のそれは37,564ルーブル、北西連邦管区のイワノヴォ州は41,522ルーブル、沿ヴォルガ連邦管区のマリ・

¹ サハリン2におけるガスピロムの参入に関しては、それまで外国資本100%の事業主体で運営されていたサハリン2にロシア国営企業であるガスピロムを参入させたいがために、環境違反に基づく事業の中断を切り口にして、サハリン2の事業主体であるサハリン・エナジー社に、ロシア政府が圧力をかけたという背景の一端がある。なお、サハリン・プロジェクトの他に、外資が関係する大規模プロジェクトとして、同じくエネルギー資源開発分野ではフランスのトタル(Total)社が行っているティマン・ペチョラのハリヤガでの油田開発、他分野ではサンクトペテルブルクにおけるトヨタ社の自動車生産があげられる。

エル共和国は47,815ルーブルに過ぎず、大都市とそれ以外の地域との間には著しい経済格差が生じているのである。

この政策課題を効果的に克服する一つの選択肢として、ロシア政府は、外国資本の積極的な誘致に前向きな姿勢を示してきた。後に言及する生産物分与法も、1990年代を代表するかかる政策方針の具体的な現れの一つであった。そして、その結果、同法を制度的基盤とするサハリン・プロジェクトは、サハリン州への大規模な外国資本の誘致を実現し、また、インフラ整備を含むサハリン州経済の様々な面に恩恵をもたらしている。そこで本稿では、ロシアに投じられたFDIが、投資受入地域に如何なる経済的影響を及ぼしているのかを検証するためのケース・スタディとして、サハリン・プロジェクトを考察する。

サハリン・プロジェクトに関してはこれまで様々な論考が発表されているが、その大部分はプロジェクトの進展段階及びそれに関連する個別事例や法令等の解説であり、投資受入地域への経済効果といった観点から包括的に考察している研究は非常に少ない。他方、サハリン2においては、周知の通り、2007年4月の当事者間の最終合意以降、ガスプロム社が過半数を占める最大株主としてサハリン2に参画している。これにより、サハリン2の勢力図は大幅に塗り替えられ、かつまた石油及び天然ガスの生産段階も進度を増し、サハリン・プロジェクトの様相も様変わりし始めている。上記の点からも、サハリン・プロジェクトを投資受入地域への経済効果といった観点から整理し、評価する好期であると考ええる。

本稿の構成は、以下の通りである。第2節では、ロシア及びサハリン州向けFDIの流入動向を概観する。続く第3節では、サハリン・プロジェクトの概要及び事業経緯を整理した上で、サハリン州経済にとっての同プロジェクトの意義と問題点を検討する。第4節では、サハリン・プロジェクトがサハリン州経済にもたらした経済効果を考察し、そして最後に、本稿の要約と筆者の結論を述べる。

2. ロシア及びサハリン州向け外国直接投資の流入状況

まず始めに、サハリン・プロジェクトの内容に入る前に、ロシア統計局²の公式統計の数値から、特に同プロジェクトが実施地域であるサハリン州に着目しつつ、ロシア国内に投じられた外国直接投資の動向を見てみよう。

本稿冒頭でも言及した通り、2002年まで大国ロシアにしては極めて過少であったロシア

² *Инвестиции в россии* (2001; 2003; 2005; 2007), Росстат, Москва.

への FDI が、2003 年以降激増していることが図 1 より容易に見て取れる。即ち、1995～2002 年の 8 年間の FDI 累積額が 278 億 553 万ドルに過ぎなかったのに対し、2003～2006 年の 4 年間においては、先の半期にもかかわらず、同様に、429 億 5080 万ドル³ にも達しているのである。

次に、対ロシア FDI を部門別で見ると、燃料部門へ多くの外国資本が投じられていることがわかる。事実、1995～2006 年の間にロシアへ投じられた FDI の累積額に占める燃料部門の割合は 23.8% を占めている。更に、対ロシア FDI が増大し始める 2003 年から 2006 年までの 4 年間においては、同様に、同部門の比重は 31.5% にまで拡大しているのである。上記から、燃料部門は、外国投資家にとって、自己の貴重な資本を投入するに値すると判断し得る魅力的な投資分野であるといえよう。

更に、その地域別構成に関しては、モスクワ市を主とする大都市圏への集中度が非常に高いものの、資源産出地域であるサハリン州にも多額の外国資本が流入している（図 1）。即ち、1995～2006 年にモスクワに投じられた FDI 累積額の比重はロシア全体の 31.4%（228.3 億ドル）を占めているが、同様に、サハリン州は 21.3%（155.1 億ドル）に達しているのである。実に、これまでの対ロシア FDI のシェアの 52.7% を上記 2 つの連邦構成主体だけで享受しているのである。

この通り、ロシア向け FDI は、2002 年までの期間を通じて、同国の経済規模に比して妥当と考えられる規模を満たしていたとは言い難いものがあったが、2003 年以後は、そのギャップを埋めるかのように急激な増大を経験した。この著しい変化を引き起こした大きな要因の一つとして、外国直接投資の部門別構成にも表れていたように、石油・天然ガスを主とするエネルギー資源分野に外国企業が積極的に資本を投入したことがあげられる。そしてその資本が向けられた先は、地域別 FDI の流入動向にも具現されているように、資源保有地域であるサハリン州のプレゼンスが極めて大きい。そこで次節からは、サハリン・プロジェクトについて詳しく考察していこう。

3. サハリン・プロジェクトの概要、事業経緯及び地域経済発展にとっての意義と諸問題

石油及び天然ガス等のエネルギー資源が埋蔵されているサハリン州は、前節で述べたよ

³ 西村 (2000) にも指摘されているが、FDI 統計の数値は、各国の政府関連機関、国連及び IMF 等の機関によって異なっている。また、その理由のひとつでもあるが、IMF を始めとする機関の統計の多くが現物投資を含んでいない（西村、2000）。その他にも、FDI 統計がネットであるかグロスであるか等の違いがある。

うに、多額のFDIを享受している。そこで本節では、サハリン州におけるFDIの主要な担い手であるサハリン・プロジェクトの概要及び経緯を検討すると共に、サハリン州の経済発展という観点から見た本プロジェクトの積極的な意義と問題点を論じる。

3.1 サハリン・プロジェクトの概要と経緯

まず初めに、表1及び図2を参照しながら、サハリン・プロジェクトの概要及びこれまでの事業経緯を述べる⁴。

サハリン1及びサハリン2の両プロジェクトは、サハリン島東部沖で実施されている外資主導の大型石油・天然ガス開発プロジェクトである。また、同プロジェクトは、大陸棚における開発としても、生産物分与方式(PS方式)を採用した開発としても、ロシア初の試みである。サハリン・プロジェクトには、エクソン・モービル社(サハリン1)やロイヤル・ダッチ・シェル社(サハリン2)といった大石油メジャーが、プロジェクトの運営実施主体(オペレーター)として資本及び技術参加している。また、ロシア側からは、サハリン1の協定の締結時から大国有企業ロスネフチ社が参画している⁵(本村, 2007)。更に我が国からも、サハリン石油ガス開発(SODECO)に資本提携する伊藤忠商事や丸紅(サハリン1)及び三井物産や三菱商事(サハリン2)といった有力商社が資本参加している。

サハリン1の実現のためには、120億ドル以上を要すると見込まれている。同プロジェクトの目標日産量は石油が25万バレル、天然ガスが2,300 m³である。サハリン1は、オドプト、チャイヴォ及びアルクトン・ダギの3鉱床を開発する権利を有し、開発される原油及び天然ガスをハバロフスク地方のデカストリ港までパイプラインで運搬し、その後天然ガスは国内へ、原油は国外へ供給される計画になっている。実際に、2005年から石油・ガス共に生産開始されている。一方、サハリン2においては、100億ドルの投資総額が予定されていたが、その投資総額が倍増する見込みとなったことが、2005年7月にオペレータ

⁴ サハリン1のホームページ(<http://www.sakhalin1.com>)及びサハリン2のオペレーターであるサハリン・エナジー社のホームページ(<http://www.sakhalinenergy.com>)の他、各種資料を参照。

⁵ サハリン1には、協定締結当時からロスネフチ社が資本参加していたのに対し、サハリン2は外国資本のみで運営されていた。しかしながら、2007年にガスプロム社がサハリン2に参加し、現在では同社が最大株主(50%+1株)となっている。サハリン2へのガスプロム社の参入においては、ロイヤル・ダッチ・シェルの持っているサハリン2の25%の権益とガスプロム社所有のザポリヤルノエ・ガス田の白亜紀層の最下部の50%の権益の交換が決まった1週間後に、サハリン2の事業主体であるサハリン・エナジー社が、重要な利害関係者となったガスプロム社に知らせずに、サハリン2の総投資額の倍増(計200億ドル)を発表し、外資に対するガスプロム社側の不信を招いたという経緯がある(本村, 2007, 52頁)。

一であるサハリン・エナジー社から発表された。その石油産出量は、日産で18万バレルが目標とされている。サハリン2の開発対象はピルトン・アストフとルンスコエの2鉱床であり、そこから産出される原油及び天然は国外に輸出される方針である。1999年から夏季のみ生産されていた原油は、2007年12月における新しい積出基地の完成により、通年での生産が可能になった。更に、2009年2月には、液化天然ガス（LNG）のプラントが完成し、翌月にはロシア初となる LNG の出荷が開始される予定である。

3.2 サハリン州経済にとっての積極的意義

サハリン州の経済発展という観点から、サハリン・プロジェクトの積極的意義を論じるとするならば、以下の5点を指摘することができる。

第1に、サハリン・プロジェクトは、ロシアの資源分野に多額の外国資本を導入し得た顕著な事例である（次節で後述）。同プロジェクトは、既述の通り、モスクワから見れば、辺境の地である極東地域、特にサハリン州において、外資主導により推進されてきた大規模な石油・天然ガス開発プロジェクトである。外国直接投資は、その受入先が先進国か開発途上国かといった受入国の発展レベルや受入産業の種類によって、その効果は異なるが、一般的に、雇用及び所得の増大、国際収支の改善効果といった直接的な効果のみならず、技術移転効果や産業構造を変化させる効果等の副次的に生じる経済効果をも投資受入先にもたらす（田中，1994）。従って、サハリン・プロジェクト推進のために投じられた外国資本が、上記のFDIの効果をサハリン州にも招来した可能性がある⁶。

第2に、エネルギー供給基地としてのサハリン・プロジェクトの国際的及び国内的なプレゼンスの強さである。それはまた、プロジェクト実施地域であるサハリン州の国内外での重要性を高めるものでもある。即ち、国際的なエネルギー需要の急増から、深刻なエネルギー不足に見舞われるとされているが、そのエネルギー源となる化石燃料の需要大国である中国を含む北東アジア諸国への重要な役割を担う（Sugimoto and Furuta, 1999）。更に、石油を中東に依存している日本にとっては、その依存度を減じることが可能になる。他方、国内的には、サハリン1によって生産される天然ガスの国内供給によって、長年エネルギー不足に悩まされてきた極東地域南部（特に、ハバロフスク地方及び沿海地方）のエネルギー

⁶ 但し、サハリン・プロジェクトのような資源開発部門へのFDIの経済効果は限定的であるとの指摘がなされている点に留意が必要である。例えば、田中（1994）は、「資源産業の場合、地場産業を資源の供給ソースとしてしか見ていないため、受入れ国経済から隔離された飛び地産業として存在することとなり、外部経済効果は極く限られたものとなる」と述べている。

ギー供給の状況改善とガス化が期待されるのである（Калашников, 1997; Коу и Высокова, 1998; Порхоменко, 2005）。

第3に、サハリン・プロジェクトは、石油メジャーを始め様々な外国企業の先進技術を導入しており、プロジェクトに関与するサハリン州及びその近隣地域の企業の技術水準向上等のスピルオーバー効果が期待できる。即ち、先にも述べたが、①サハリン2においてロシア初のLNG生産が行われること。②冬季における海上の凍結といった厳しい開発条件ゆえロシアではそれまで行われなかった大陸棚における開発であること。更に、③サハリン州は地震多発地帯のため、地震を防護する対策が取られているのである。

第4に、インフラ、ヘルスケア及び教育といった本来ならば当該国及び地方の政府が自助努力すべき分野といえる当該地域の社会資本の拡充が、外国投資家によって図られている。即ち、事業の運営を実施するオペレーターであるエクソンモルネフテガス社（サハリン1）及びサハリン・エナジー・インベストメント（以下、サハリン・エナジー）社（サハリン2）の各社から拠出される総額1億ドルずつ（合計2億ドル）の資金を基盤とする「サハリン発展基金」⁷を始めとする支援金が、サハリン州の社会インフラの整備事業や少数民族の保護活動に用いられているのである。それらの資金は、空港の改修（ノグリキ空港）、橋梁の改修、港湾整備（ホムルスク港）、道路整備、病院の改良事業（救急車の提供、機器の提供を含む）、河川の排水溝改善工事、廃棄物埋め立て処理場の改善（コルサコフ地区等）及び光ファイバーケーブルの設置等のために多岐にわたって用いられることになっている。紙幅の都合により詳細は割愛するが、以上の他にも、少数民族の保護や文化・教育助成も、実施されているのである。

最後の第5点として、サハリン・プロジェクトへの生産物分与方式の適用は、投資受入国の法的・税的な影響を回避し、より安定的な投資環境を投資家に提供することにより、大規模な資本投下を必要とする資源開発分野への外国資本の誘引に奏功した点が指摘できる⁸。即ち、投資家にとってのPS方式の大きな利点として、投資受入国への支払いや税金支払いの簡素化があげられるが、それにより、投資家側が問題視していた税制の頻繁な

⁷ 尚、サハリン発展基金は2004年に設立され、同年から各社は、1回2,000万ドルずつ（合計5回）に分割してサハリン州に納金する予定である（北海道サハリン事務所, 2007）。

⁸ 尚、ロシアでは、PS法制定前に生産物分与協定が締結されていたサハリン1、サハリン2及びハリヤガの3つのプロジェクトにしか同方式の採用が認められていない。しかも、これら3プロジェクトには何れも、生産物分与法（PS法）の第1条7項に基づいてグランドファザー条項が適用され、法的に保障されている。法的保護の面からみて、サハリン・プロジェクトにとって、同条項の適用の意義は大きいと思われる。

変更や税負担の大きさといった税制上の問題（菅沼，2006）を回避できる可能性が大幅に高まるのである。サハリン・プロジェクトの計画が進行し始めた当初のソ連末期から移行初期における国内の極めて厳しい経済状況による資金的困窮，開発に要する技術及び設備の欠如，そして上述した当時の外資の活動に対する法制・税制面の諸問題等を勘案すれば，経済発展の起爆剤としても期待され得る FDI を呼び込むためには不可欠であったといえよう（Petroleum Economist, 1999; Zeiner, 2001, p.39; Порхоменко, 2005, p.139）。その結果，サハリン・プロジェクトの進展に伴って，サハリン州に多額の外国資本が流入し始めたのである。それは，石油メジャー及び米国政府のロビー活動に端を発し，ロシアの議員・省庁及びロシアの産業界（特に国内の石油・ガス関連企業）をも巻き込んだ利害関係者間の交渉によるお互いの譲歩の所産であるにしても，である⁹。それに対し，2000年以降の石油価格急騰による資源ナショナリズムの煽りを受け，資源分野への外資の参入を規制する動きが徐々に激化してきたが（石井，2007，pp. 24-25），交渉の先行していたサハリン 2 に関する生産物分与協定（PSA）が締結された1994年時点での1バレル当たりのウラル原油価格（12.35ドル¹⁰）の低さからすれば，PS方式の採用を決定したロシア政府の判断は，その当時としては妥当といえるかもしれない。更に，Ziener (2001) によれば，PS方式で開発された場合の累積生産量と税収総額は，その他の条件が同一の場合，ライセンス方式による開発の場合と比べて，それぞれ8.7倍と3.5倍も増大する一方で，1トン当たりの開発コストを1/8まで低減させる効果をもたらすと指摘されている。また同様に，サハリン 2 の2006年の年次報告書でも，国家収入は，PS方式からの方が，通常の税制に基づくよりも多くなると述べられている。これらの点を勘案すると，PS方式の予算効果をもっと積極的に評価してもよいと思われる。

3.3 サハリン・プロジェクトの諸問題

以上がサハリン・プロジェクトの積極的な意義といえるものであるが，他方で地域経済の発展という点から見て看過しえない問題点も存在する。それは，ロシア政府の政策運営全般にも深く係わる次の5点である。

なによりもまず，ロシア政府と投資家との間の利益配分の問題¹¹が指摘し得る（表2）。そしてこの問題は，更に3つの問題に区分し得る。

⁹ 1995年2月24日，6月14日，10月27日，11月15日及び12月6日付 Государственная дума，Chaisty (2007)，Heimrich (2002)。

¹⁰ EIA ホームページ (<http://www.eia.doe.gov/>)。

¹¹ 1995年6月30日付 The New York Times 。

1つ目の問題は、協定で定められた条件が世界標準と比べてロシア政府にとってそもそも不利であるという問題である。国家取り分が少なくなれば、必然的に地方政府の取り分も減少することになるため、この問題は地方政府にとっても極めて重要である。特にロイヤリティの国家への配分比率に顕著に現われている。即ち、ロイヤリティの世界標準が10～12%であることを鑑みれば、サハリン・プロジェクトのロイヤリティが6～8%であるのは、そもそも低過ぎるとロシア科学アカデミーは批判している（本村，2007）。その批判は、現在においては的を得ているともいえる。確かに、サハリン・プロジェクトのロイヤリティの比率が世界標準内にあれば、ロシア政府はより多くのロイヤリティ収入を得ることができ、付随的に地方の取り分も増大していたであろう。しかしながら、サハリン・プロジェクトのPSAの交渉当時におけるロシアの開発リスクの高さを鑑みれば、低率のロイヤリティは大規模投資を行う側である事業主体にとって重要なインセンティブとなったはずである点を看過できない。

2つ目の問題は、投資家側によるコスト回収上の問題である。即ち、プロジェクト収益のロシア政府の取り分の減少あるいは国家に納められるべき国家への配分繰り延べといった問題である。例えば、前者に関しては、収益率算定における鉱床の市場価値の不当な過少見積りや、本来ならばコストに含まれるべきではない消費分のコストとしての計上による収益率の低下から惹起される国家収入の減少である（Порхоменко，2005）。後者に関しては、プロジェクトごとにコスト回収の優先度が異なることに起因するプロジェクト収益の国家予算への組み入れ遅延が指摘し得る（図3）。即ち、投資家による投資コストの回収が、サハリン2では最大100%まで認められているのに対して、サハリン1では85%までしか認められていないことや、それが、国家と投資家との間で分配される生産物分与よりも優先されることである（Sugimoto and Furuta，1999）。その結果、投資家がコストを回収するまでロイヤリティ及び税等の支払い以外の収入が国家予算に組み入れられないことになり、外国資本を最も必要としているが故に承認した開発初期の段階において、ロシア政府は大幅な収入増を見込めないといった事態が生じたのである¹²。

そして最後の3つ目は、プロジェクトごとに条件に大差があるという問題である。即ち、国家収益の増大にとって、サハリン1の方がサハリン2よりも好条件にあるのである（表

¹² 上記以外にも、先述したサハリン2における投資総額の倍増も指摘し得る。同社は石油価格高騰に起因する資材価格の高騰等によるコスト増を投資額倍増の根拠としているが、これにより、コスト回収期間が当初計画よりも長期化することとなる。従って、ロシア政府の取り分となる生産物分与からの収益が政府に分配されるのが更に遅れることになるのである。

2)。例えば、ロイヤリティの配分に関しては、サハリン1のロイヤリティ（地下資源利用のためのロシア政府への支払い）の比率がプロジェクト収益の8%であるのに対し、サハリン2では6%と定められているのである。また、生産物分与（利潤生産物）の配分は、プロジェクトの収益率が高ければ高いほど国家の取り分が増大するシステムになっているが、収益率が24%を超えるまでは、サハリン1の方がサハリン2よりも国家に有利な条件になっている。即ち、サハリン1の場合のロシア政府の取り分は、収益率が16.5%未満の時には15%であり、それ以上になれば54%に増大する。それに対し、サハリン2においては、24%以上では70%が国家の取り分となるが、17.5%未満の時には10%、17.5~24%の時には50%となっているのである（Sugimoto and Furuta, 1999; 村上, 1999; 2000）¹³。更に、企業利潤税については、サハリン2の企業利潤税率（32%）に対して、サハリン1は税法上定められた税率と同じ35%¹⁴に規定されたのである。

但し、ロシア政府と投資家との間の利益配分問題の内の3点目の問題は、2007年のガスプロム社のサハリン2への参入を以って、国益企業であるガスプロム社を通じた国家取り分の増大という形での再配分が見込めるため、実質的には、大幅に軽減されたともいえる。しかしながら、上述の1点目と2点目の問題は残存しているのである。

問題点の第2に、中央政府と地方政府との間の利益配分問題がある。即ち、税法及び予算法の変更により、サハリン・プロジェクトの開始時期よりも地方政府予算に納入されるプロジェクト収益の配分比率が激減しているのである（表2）。例えば、1991年の税制基本法に基づいた開発開始時のロイヤリティは、石油・天然ガスの区別なく連邦に40%、連邦構成主体に60%¹⁵配分されていたが、2004年における予算法典改正に伴い、石油においては連邦に95%、連邦構成主体に5%、他方、天然ガスに至っては連邦に100%、連邦構成主体に0%と変更されており（*Экономика и Жизнь*, 2000; 横川, 2007）、連邦構成主体予算に組み込まれていたロイヤリティ収入の殆ど全てが連邦政府の取り分になってしまっている。その一方で、企業利潤税は逆に、上記の法令改定によりその配分比率が80%まで引

¹³ これに対し、同じくPS方式に基づいた開発であるハリヤガでは収益率に応じてその配分比率が4段階に分かれており、収益率が17%未満の場合、投資家に50%と国家に50%、そして収益率が24%以上の場合、投資家に25%と国家に75%、収益率が17.5%以上20%未満の場合には、45%と55%、収益率が20%以上25%未満の場合には35%と65%となる（1995年5月1日付 RusData DialLine-BizEkon News）。この例からも同じPS方式を導入していても、サハリン2の方が投資家にとって有利な条件であることがわかる。

¹⁴ 協定締結当時、税法で定められていた企業利潤税は35%であったが、その後の税率改定により、現在は24%となっている。

¹⁵ それは更に、連邦構成主体及び地方自治体に半分ずつ分配される。

き上げられ¹⁶， 地方政府に非常に有利な配分になっており， 配分比率の点で連邦構成主体のみが不利益を被っている訳ではない。しかしながら， ロイヤリティ収入における連邦構成主体の取り分の激減は， 特に資源開発分野における事業の誘致に対する当該地域のインセンティブを減じかねないのである。

第3に， 協定条件の取り決めの際， 投資家側に有利に交渉が運び易いという点が指摘し得る。例えば， 投資受入国側の資源開発に関する情報及び能力の不足から， 投資受入国に適切な交渉能力がないまま開発条件が決められた場合， 投資企業にレントが生じることがある（田中， 1994）¹⁷。それに加え， PS法は民法に基づいた法律であることから， 国家と投資家との間の交渉によって契約条件を定めることができるため（Ziener, 2001; 生産物分与法第1条3項）， 投資家は発言により自己の影響力を強めることで， 自己に有利な契約条件を締結することが可能になるのである¹⁸。また， 上述の通り， PSAの締結及びPS法の制定プロセスにおいて， 石油メジャーや米国政府によるロビー活動が行われていたことや， 当時のロシアの経済的な立場の弱さを勘案すれば， 協定条件の交渉に際しても大いに発言したと考えられ， 先に述べたような投資家に有利なロイヤリティ比率に妥結したのも無理からぬことであろう。しかしながら， 既述の通り， 当時のロシアの厳しい経済及び社会情勢における外資誘致のための投資インセンティブの供与の必要性という点も決して度外視できない要因なのである。

第4点として， 投資家による協定不遵守の問題もある。その典型例は， ローカルコンテンツ規定（第7条2項）の不十分な遵守である。具体的には， ローカルコンテンツ規定に関する法運用上の問題があげられる。即ち， ロシア企業あるいはロシア人が必要とされる技術条件を満たさない場合には， 外国企業及び外国人の利用に関してローカルコンテンツ条項の要件を緩和し得る例外規定（第7条2項）が恣意的に用いられるといった問題が生じ得るのである。更に， ローカルコンテンツ規定は， 明確な罰則規定を欠く努力目標のようなものであるため， それが同規定の不遵守を強く促しているという点も指摘し得る。この問題に対して連邦経済発展貿易省は， 2003年7月に出した報告書の中で， ローカルコンテンツの遵守状況に関して， 地方の労働者の雇用水準には不満足であると主張しているのである（Houllberghs and Zaslavsky, 2004, p.39）。

¹⁶ 但し， 企業利潤税の地方政府への配分比率は， 元々60%台の高水準にあった。

¹⁷ 但し， そのレントは， 時間の経過に伴って投資受入国に優位に変化していく傾向がある（田中， 1994）。

¹⁸ これに対してタックス・ロイヤリティ協定は， 公法に従って国家が条件を規定するため， 国家に有利な契約が締結され得る。

協定不遵守に係るいまひとつの問題は、環境保護規定に対する違反である。具体的には、①マカロフ地域のパイプライン建設現場における侵食防止のための保護構造物を設置するといった技術的な規定違反により地滑りが発生したこと、②掘削リグ「モリクパック」からの規定量以上の量の排水が行われたこと、そして、③貯蔵タンカー「オハ」の周辺で海中の油分の含有量が許容濃度を超えていたこと等が、本村（2007）に報告されている。

そして第5点目として、難しい開発環境下にある大陸棚において石油・天然ガス開発が行われているために、当該地域であるサハリン州は、常に大規模環境汚染のリスクに晒されているという事実も指摘しておかねばなるまい（Porxоменко, 2005, p.155-156）。即ち、タンカーの座礁やパイプラインの破損等から生じ得る重油流出事故及び火災等である。そのような緊急時の対策については、プロジェクトに参加している石油メジャーも何らかの策を講じていると考えられるが、現に、サハリン2の2006年の年次報告書には、1999年以降生産された原油（8,500万バレル）の内、350リットルの炭化水素の漏洩があったことが公表されている¹⁹（サハリン2）。上記の漏出量の多寡に対する判断は筆者の能力の及ぶところではないが、先にも指摘した通り、諸工事の段階で環境保護規定の違反がなされたのは事実であり、一旦事故が生じてしまえばその被害は計り知れない。従って、規定遵守に対するより一層慎重な対応を望みたい。

以上から、サハリン州は、資源開発からの利益を享受しているだけではなく、同時に、地方政府の力では手に負えないような複雑な問題も抱えていることが分かる。以上の諸点を踏まえつつ、次節では、サハリン・プロジェクトの州経済への経済効果を考察する。

4. サハリン・プロジェクトの州経済への経済効果

ここまで検討してきたように、サハリン・プロジェクトには多国籍企業による多額の資本注入がなされた。例えば、探鉱、環境調査、エンジニアリング・デザイン、施設の建設、インフラの改良及び税の納入を含むサハリン1の投資実施額は、2006年中頃において60億ドルを越えている。他方、サハリン2におけるサハリン発展基金への支払い、過去の開発費用、ボーナス、税及びロイヤリティ等の課徴金の支払額は1996～2006年の11年間で5億5200万ドルに達している。その結果、いまや同プロジェクトは、石油・天然ガスの生産及

¹⁹ しかしながら国際環境 NGO の開発金融と環境プログラム（FoE Japan）（<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/activity2.html>）によれば、2004年9月にホームスックにおいてサハリン・エナジー社が契約している浚渫船による約200トンもの油流出事故が起きたとされている。

び輸出を開始するに至っている。このような大型投資プロジェクトは、前節で述べた通り、所得や雇用の増大等の多大なる経済効果を実施地域にもたらすと推測される²⁰。そこで本節では、サハリン・プロジェクトがサハリン州経済に直接的に与えた影響について言及する（表3）²¹。

まず始めに、対外的な影響として、貿易の急激な拡大があげられる。なお、上述のサハリン州における貿易拡大には原油輸出や機械輸入といった輸出入双方がともに寄与している。即ち、前者は、2004年に量では157.6万トン、額では4億6,740万ドル、同様に2005年は167.9万トン（対前年比107%）、7億4,230万ドル（対前年比159%）であった。他方、後者は、2004年に3億7,267万ドル、2005年に13億1,623万ドル（対前年比353%）であった。結果として、1997～2006年の貿易累積額では、15.4億ドルの輸入超過となっている。しかも、日本は、輸出入ともに1・2位を争う貿易相手国であり、特に、2005年における原油輸出量の83.5%が日本へ輸出されたのである。

次に、国内に目を転じて見ると、請負契約の増大に伴い地域の国内投資が増大している。即ち、サハリン・プロジェクト関連の請負契約に基づく建設工事額は、2001年に50億9,000万ルーブル、2002年に82億800万ルーブル、2003年に248億1,200万ルーブル、2004年に323億5,600万ルーブル、2005年に440億4,300万ルーブルであった。これがサハリン州の固定資本投資額に占める割合は、2001年は30.3%、2002年は30.0%、2003年に94.2%、2004年に37.8%、2005年に39.7%にも上っているのである²²。

また、労働条件に関して、雇用創出と賃金上昇の効果も顕現している。その効果は、サハリン州内でも特に、サハリン・プロジェクトに関連するノグリキ地区（サハリン・プロジェクトの開発サイト）とコルサコフ地区（サハリン2の石油輸出ターミナル及びLNGプラントの建設現場）において顕著である。即ち、前者の効果について、2006年の時点で、ノグリキ地区で7,800人、コルサコフ地区で1万4,200人と、2地区のみで2万2,000人もの雇用が創出されているのである。後者の効果に関しては、2001～2006年の6年間で7.5倍も増大したノグリキ地区の年平均月収は、各年の単純平均で、サハリン州全体の賃金の2.2倍高い水準にあり、2006年には3.1倍にまで差が拡大している。ノグリキ地区程

²⁰ 例えば、サハリン・プロジェクトの貢献として、ロシア政府及びサハリン州政府の税収増大や石油及び天然ガスの生産量の増大等が期待されている（Ziener, 2001; Порхоменко, 2005）。

²¹ 北海道サハリン事務所提供資料、サハリン1のホームページ（<http://www.sakhalin1.com>）及びサハリン2のオペレーターであるサハリン・エナジー社のホームページ（<http://www.sakhalinenergy.com>）を参照。

²² 前掲資料及び *Российский статистический ежегодник*, Росстат, Москва より計算。

ではないけれども、コルサコフ地区でも同期間に年平均月収が4.6倍に増大しており、名目値ではあるが、ロシア全体の数値を上回っているのである²³。

更に、財政面における地域の歳入増大効果も顕在化している。即ち、これまで州予算に納金されていたロイヤリティの他にも、2004年から始まったサハリン発展基金への拠出金の納付、そして2007年の生産物分与の開始に伴う地方取り分の地方予算への繰り入れが始まり、サハリン州政府の収入源が拡充された。その結果、2007年には、ロイヤリティ、サハリン発展基金及び生産物分与からの収入が、サハリン州の歳入の9.7%を占めるまでになったのである²⁴。サハリン1及びサハリン2ともに既に原油の生産と輸出が行われていることに加え、2009年3月にはサハリン2によるLNGの輸出が開始されようとしていることから、今後、生産物分与から得られるサハリン州政府の歳入増が一層期待できる²⁵。

以上から、サハリン・プロジェクトは、当該地域経済に著しい経済効果を及ぼしているといえよう。

5. おわりに

本稿では、ロシアに投じられたFDIが、投資受入地域に如何なる経済的影響を及ぼしているのかを具体的に検討するため、外資主導の大型資源開発プロジェクトであり、かつ日本企業とも関わりの深いサハリン・プロジェクトの事例研究を行った。同プロジェクトは、連邦構成主体の中でも最辺境地域に属するサハリン州に大規模な外国資本の導入を実現した点など、地域経済開発という観点から、多くの面で積極的な意義を有している。他方、本プロジェクトは、国家・投資家間及び中央・地方政府間の利益配分問題等、看過しえない様々な問題を包含してもいる。もしも協定条件の交渉時に、ロシア政府に一層有利な条件が締結されていたならば、そして、ロイヤリティ収益における地方政府取り分の削減が

²³ コルサコフ地区は、先述の通り、サハリン2の石油輸出ターミナル及びLNGプラントの建設地であり、上記施設の完成前の労働者の殆どが施設の建設作業員であったといえる。それに対し、ノグリキ地区は、既にサハリン2の掘削及び精製のプラントが1999年から稼動していた。上記の点が、ノグリキ地区とコルサコフ地区における賃金と雇用者数の差を生じさせている要因のひとつと思われる。

²⁴ 但し、2004年の予算法典の改定に伴った地方政府の配分割合の削減が影響したのか、2002～2007年において、歳入に占めるロイヤリティ収入の割合は、各年のシェアの単純平均で1.6%に過ぎず、決して大きいとはいえないが、多少なりとも地方政府の収入の増大に寄与している(表3)。

²⁵ 同様に、サハリン・プロジェクトに関連した中央政府の収入増も見込まれ得る。例えば、1996～2007年におけるサハリン2からのロシア政府の総収入は、2008年第1四半期までで8億ドルを超えているのである。

行われていなければ、サハリン州にもたらされていたであろう収入は、今よりも増大していたはずである。しかも、中央・地方政府間の利益配分の問題は、FDI自体の問題ではなく、中央政府の政策次第で如何様にも改善可能な問題である。

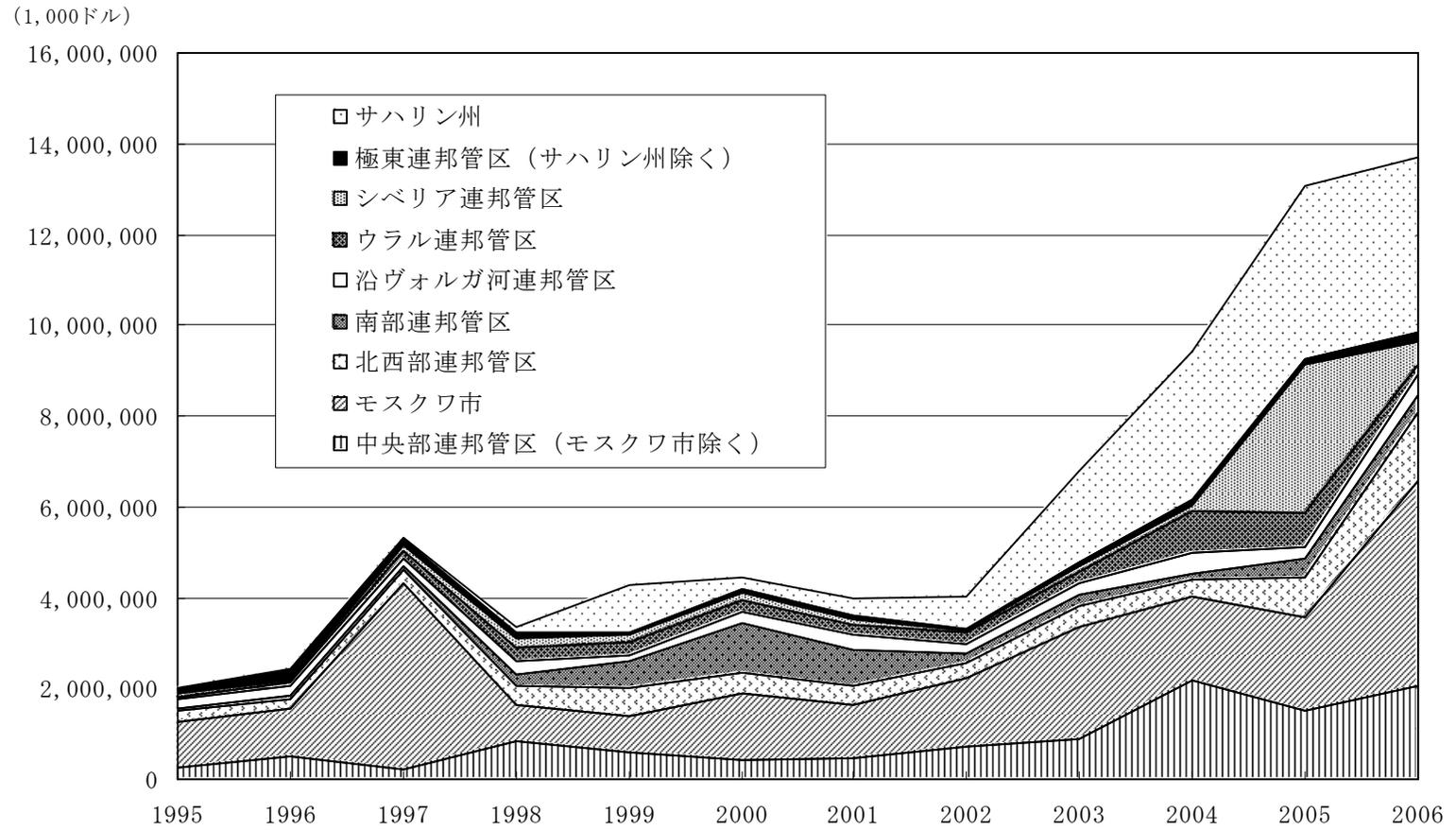
しかしながら、先述の諸問題が、目覚ましい外国直接投資によってサハリン州にもたらされた経済的恩恵を相殺してしまうものではないと判断される。特にFDIは、投資受入国・地域に対して及ぼす直接的な効果のみに留まらず、資本が投下された地域経済への技術の移転等の「スピルオーバー」効果といった波及効果をももたらし得るという点からも、FDIが地域経済全体に与える経済効果は、一層大きくなると推察される。しかしながら、本稿では、上記の波及効果の分析にまでは踏み込んでいない。けれども、外国直接投資の地域経済への影響をより深く知覚するためには、FDIの直接的な効果のみに限らず、それに関連する間接的効果をも考察する必要があると考える。その両者を検討することは、既述の通り、地域経済に多大なる直接的影響を及ぼし、かつロシアにおける資源開発分野への外資導入の顕著な事例であるサハリン・プロジェクトに関連して行われたFDIが地域経済全般にもたらした影響のより一層深い把握に通じるはずである。その点については、次稿の課題としたい。

参考文献

- Бюро экономического анализа (2001) *Политика привлечения прямых иностранных инвестиций в российскую экономику*, Бюро экономического анализа, ТЕИС, Москва.
- Государственная дума : *Стенограмма заседаний*, Федеральное собрание-парламент Российской федерации, Москва, Издательство «Республика», Москва. (various issues)
- Дороника, Н. Г. и Н. Г. Семилютина (2003) *Государство и регулирование инвестиций*, Городец-издат, Москва.
- Инвестиции в России* (2007; 2005; 2003; 2001), Росстат, Москва.
- Калашников, В., Д.(1997) Нефтегазовые проекты на Дальнем Востоке России и закон о разделе продукции, *Вестник ДВО РАН*, No.5, с.18-29.
- Коу, Бок Зи и М.С. Высокова (1998) *Экономика Сахалина*, Сахалинское книжное издательство, Южно-Сахалинск.
- Прозоровский, В. В. (2002) *Соглашения о разделе продукции: Справочник-путеводитель*, Классика.
- Порхоменко, Р.С. (ред.) (2005) *Качество жизни и экономическое развитие*, Серия «Монографии ученых Сахалинского государственного университета», Южно-Сахалинск.
- Регионы России: Основные характеристики субъектов российской федерации*, Росстат, Москва.
- Российский статистический ежегодник*, Росстат, Москва. (various issues)
- Собрание законодательства Российской Федерации*, Москва (various issues)
- Собрание актов президента и правительства Российской Федерации*, Москва. (various issues)
- Экономика и Жизнь* (2000) Обзор налоговой системы России, иай 2000, No.21, с.4-5.
- Chaisty, Paul (2007) *The Influence of Sectoral and Regional Economic Interests on Russian Legislative*

- Behavior: The Case of State Duma Voting on Production Sharing Agreements Legislation, *Post-Soviet Affairs*, Vol.23, No.4, pp.302-328.
- Heimrich, Andreas, Julia Kuszniir and Heiko Pleines (2002) Foreign Investment and National Interests in the Russian Oil and Gas Industry, *Post-Communist Economies*, Vol.14, No.4, pp.495-507.
- Houllberghs, Erik and Alexander Zaslavsky (2004) *Power, personalities and political risk: inside Russia's oil and gas industry*, Euromoney, London.
- Iwasaki, Ichiro and Keiko Suganuma (2005) Regional Distribution of Foreign Direct Investment in Russia, *Post-Communist Economies*, Vol.17, No.2, pp. 153-172.
- Petroleum Economist (1999) Duma softens towards PSAs, *Petroleum Economist*, Vol.66, No.1, p.40.
- Sugimoto, Tadashi and Kazuto Furuta (1999) Sakhalin Oil and Gas and Japan, Vladimir I. Ivanov and Karla S. Smith (eds.) *Japan and Russia in Northeast Asia: Partners in the 21st Century*, Praeger, Connecticut; London.
- UNCTAD. *World Investment Report*. (available at: <http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intItemID=1923&lang=1>)
- Ziener Gert (2001) "The Russian Oil Sector: Finally Ready for Investors?" *Russian Economic Trends*, Vol.10, No.3-4, pp.38-44.
- 石井彰 (2007) 「21世紀型石油危機の発生と資源ナショナリズムの再興—情報カスケードによる価格高騰が本物の危機を招く—」『石油・天然ガスレビュー』独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構, Vol. 41, No1, pp. 1-39 .
- 菅沼桂子 (2006) 「移行諸国への外国直接投資：ロシアを中心に」『比較経済研究』 Vol. 43, No. 2, pp. 15-30 .
- 田中宏 (1994) 「直接投資の効果」『海外投資研究所報』日本輸出入銀行海外投資研究所 第20巻, 第9号, pp. 4-35 .
- 西村可明 (2000) 「ハンガリーにおける外国直接投資」(第2章)西村可明(編)『旧ソ連・東欧における国際経済関係の新展開』日本評論社, pp. 35-65 .
- 北東アジア-サハリン研究会(編)(1998)『サハリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化』Discussion Paper Series No.44 .
- 北海道サハリン事務所(2007)「サハリン州関連資料」北海道サハリン事務所。(同所提供資料)
- 村上隆(1999)「ロシアの石油・天然ガス産業への外国投資～生産物分与法を中心として～」『サハリン北東部大陸棚の石油・ガス開発と環境Ⅰ』スラブ研究センター研究報告シリーズ, No.69 .
- 村上隆(2000)「サハリン大陸棚における石油・天然ガスの開発と環境」北方海域技術研究会。(available at <http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/sakhalin/hoppo/>)
- 本村真澄(2007)「ロシア：サハリン—2問題をどう見るか?」独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構。(available at <http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report.pl?baitai=2&page=4&sort=registday&sortidx=1>)
- 横川和穂(2007)『市場移行期ロシアにおける地方財政の構造変化』京都大学, 京都大学博士号取得論文(経済学).

図1 外国直接投資額の連邦管区別構成の推移（1995～2006年）



出所) Инвестиции в России (2001, 2003, 2005, 2007)より筆者作成。

表1 サハリン1・2プロジェクトの概要

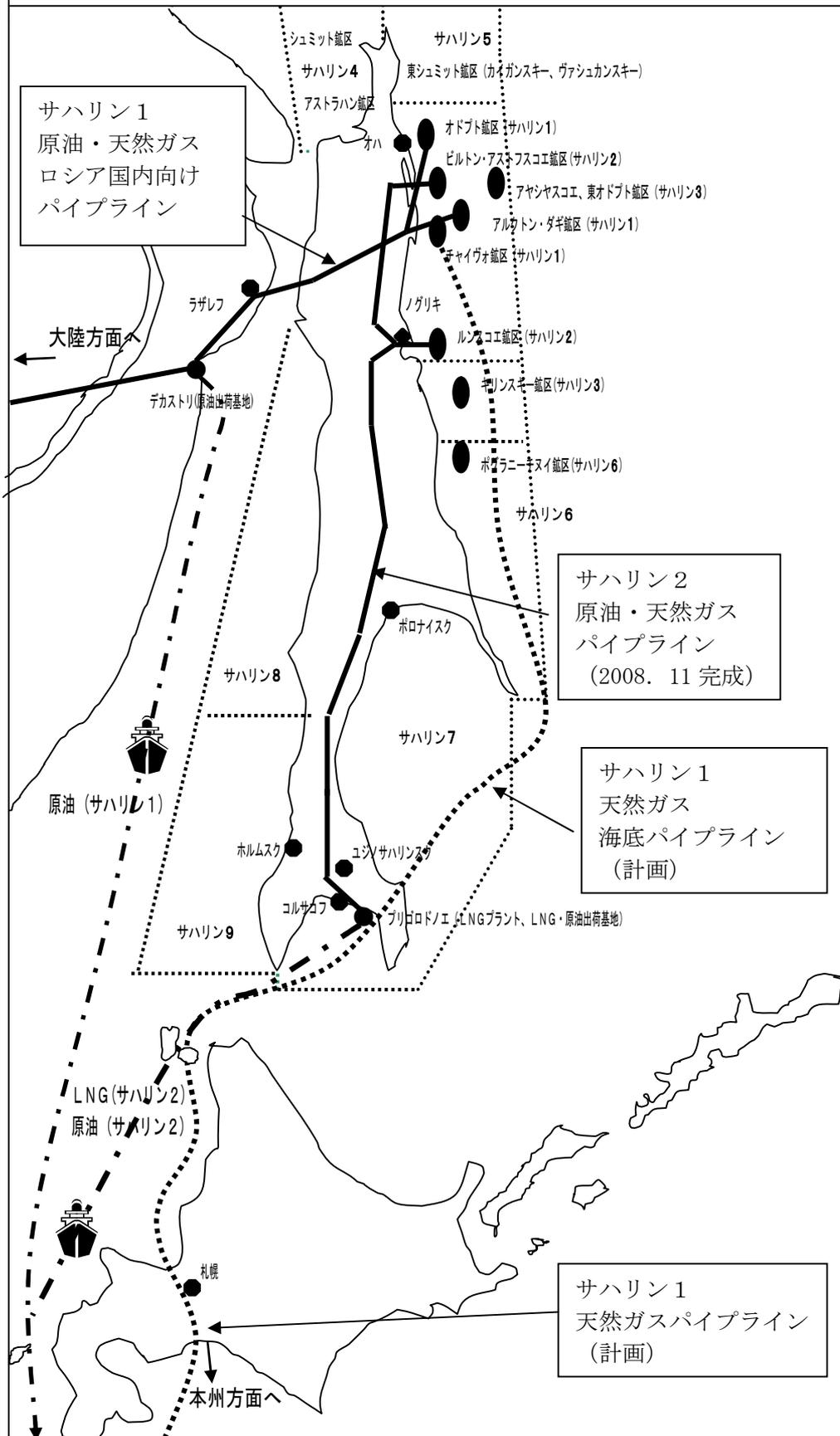
	サハリン1	サハリン2
事業主体 (現在)	①エクソンネフテガス(オペレーター;米;エクソン・モービル子会社、30%)、②サハリン石油ガス開発㈱(SONDECO) ¹⁾ (日;30%)、③ONGC・Videsh社(印;20%)、④サハリンモルネフテガス・シェルブ社(露;11.5%)、⑤ロスネフチ・アストラ社(露;8.5%) (2001年にONGC・Videsh社参加)	サハリン・エナジー・インベストメント社(オペレーター): (出資企業)2007年4月にガスプロム社の参加により、①ガスプロム社(露;50%+1株)、②ロイヤル・ダッチ・シェル社(英・蘭;27.5%-1株←55%)、③三井物産㈱(日;12.5%←25%)、④三菱商事㈱(日;10%←20%)
投資総額	約120億ドル以上	約100億ドル以上→約200億ドル(2005年7月発表)
開発鉱床	オドプト, チャイヴォ, アルクトン・ダギ	ピルトン・アストフ, ルンスコエ
推定可採埋蔵量	原油(約23億バレル;約3.07億トン)、天然ガス(約17.1兆立方フィート;約4,850億m ³)。サハリン州全体において、サハリン1の占める割合は、原油13%、天然ガス10%。	原油(約7.5億バレル;約1.03億トン)、天然ガス(約16兆立方フィート)、コンデンセート(約3億バレル;約0.4億トン)。サハリン州全体において、サハリン2の占める割合は、原油7%、天然ガス12%。
目標日産量	石油:25万バレル, 天然ガス:2,300m ³	石油:18万バレル
経緯	1974年10月 SONDECO(旧)設立(サハリン大陸棚石油・ガス開発の実施主体として) 1975年 サハリン大陸棚探鉱・開発基本契約調印(ソ連と日本の政府間) 1977年 オドプト鉱床発見(共同探鉱) 1979年 チャイヴォ鉱床発見(共同探鉱) (その後共同探鉱は事実上中断) 1989年 アルクトン・ダギ鉱床発見(日本提供の資金と機材によりソ連単独探鉱) 1993年8月 大統領令No.1560-p制定 1993年11月 ロシア政府がコンソーシアム(SONDECO及びシェル社)とコンソーシアムの開発参加権限を保証する覚書を調印 1995年6月 生産物分与協定締結 1995年12月 生産物分与法成立 1996年1月 生産物分与法発効 1996年6月 生産物分与協定発効 1996年6月 探鉱作業開始 1999年6月 天然ガスパイプラインFS開始 2001年10月 プロジェクトの商業化宣言発表 2002年 フェーズ1の工事開始 2003年7月 チャイヴォ鉱床掘削開始 2004年4月 連邦当局がフェーズ1のFSを承認 2005年10月 原油・天然ガスの生産開始 2005年10月 ロシア国内(ハバロフスク地方)への石油の供給開始 2006年10月 国外向け原油の出荷開始 2006年10月 国外向け原油の出荷開始	1988年12月 ロシア政府は米国のマクダーモット社と開発のための覚書締結 1990年12月 三井物産と米国のマラソン社が加わりMMMコンソーシアム結成 1991年 ピルトン・アストフ鉱床及びルンスコエ鉱床のFSの入札の募集と実施(MMM応募) 1992年1月 MMMが落札 1992年3月 FS契約締結 1992年9~12月 MMMからMMSMへ拡大(三菱商事とシェル社が参加) 1993年3月 ロシア政府がFSを承認 1993年8月 大統領令No.1560-p制定 1994年4月 サハリン・エナジー社設立 1994年6月 生産物分与協定締結 1995年12月 生産物分与法成立 1996年1月 生産物分与法発効 1996年5月 生産物分与協定発効 1996年6月 探査作業開始 1996年7月 フェーズ1の開発計画承認 1998年1月 開発宣言 1999年7月 フェーズ1の石油生産開始(夏季) 1999年9月 フェーズ1の石油輸出開始 2001年6月 ロシア政府がフェーズ2を承認 2003年5月 フェーズ2の事業化宣言 2006年12月 ガスプロム社と投資家側との間でプロトコル署名 2007年4月 ガスプロム社との株式譲渡契約締結 2008年11月 原油・ガスパイプライン完成 2008年12月 積出基地の完成(通年生産開始) 2009年2月 LNGプラント完成 2009年3月 LNG出荷開始(予定)

注1) 主要株主は、経済産業大臣、石油資源開発㈱(JAPEX)、伊藤忠商事㈱、丸紅㈱等である。

1974年設立のSONDECOは1995年3月に再編された。同社の支払い額は約1億8600万ドル。

出所) 各種資料をもとに筆者作成。

図2 サハリン大陸棚石油・ガス開発プロジェクト位置図



出所) 北海道庁ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/B3C22F40-6E25-45E0-B2B3-4283DD39346B/0/sahkpuro.pdf>, 2009年2月23日転載許可取得済)。

表2 サハリン1・2プロジェクトの利益配分

①国家（ロシア）・投資家間		
国家取り分	サハリン1	サハリン2
ロイヤリティ （定期支払い）	8%	6%
ボーナス ¹⁾ （段階的な一時支払い）	6,000万ドル	5,000万ドル
サハリン発展基金 （一定期間の支払い）	合計1億ドル (1回2,000万ドル×5回)	左記に同じ
企業利潤税 ²⁾	税法を基準（←35%）	税法を基準（←32%）
利潤生産物（生産物分与） の分配比率	収益率に従い 16.5%未満（15%） 16.5%以上（54%）	収益率に従い ³⁾ 17.5%未満（10%） 17.5～24%（50%） 24%以上（70%）
補償生産物（コスト回収） の上限	85%	100%
②中央・地方政府間		
	連邦政府	サハリン州政府
ロイヤリティ ⁴⁾ （石油）	95%←40%	5%←60%
ロイヤリティ ⁴⁾ （天然ガス）	100%←40%	0%←60%
ボーナス ⁴⁾	0%	100%
サハリン発展基金	0%	100%
企業利潤税 ⁵⁾	20%←約31.3～37.1%	80%←約62.9～68.8%

注1) ボーナスは開発段階の進展に従って支払われる一時支払い金である。まず初めにPSA開始の初期段階に1,500万ドルを、各鉱床の販売開始時に各鉱床の規定金額が支払われる。たとえば、サハリン1のチャイヴォ鉱床は1,500万ドル、オドプト鉱床は1,000万ドル、アルクトン・ダギ鉱床は2,000万ドルである。またサハリン2では、ピルトン・アストフ鉱床は1,500万ドル、ルンスコエ鉱床は2,000万ドルである。

注2) 企業利潤税はいわゆる日本の法人税である。以前一般税率が35%であった際、サハリン1の税率は35%であったのに対し、サハリン2は32%であった。サハリン・プロジェクトの企業利潤税に関しては、税法及び税法典上、税率変更はないことになるが、実際は、現在の一般税率（一律24%）に基づいているものと思われる。

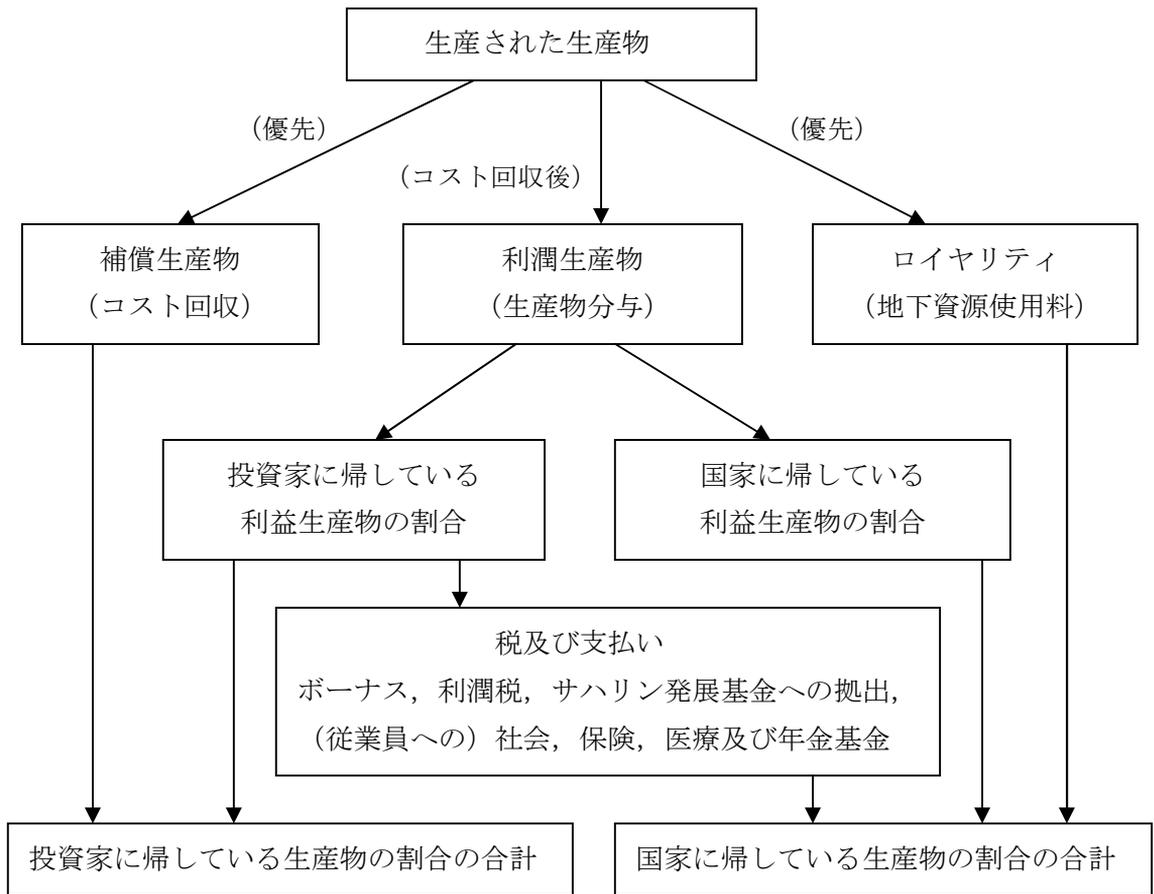
注3) 稚内市のホームページ (<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp>)によれば、サハリン1とサハリン2と同じ配分条件であった。ただし、収益率が17.5%未満の際は15%、17.5～28%の時は50%、28%以上の場合は70%となっていた。しかしながら、複数の資料では10%となっていたため10%とした。

注4) Thornton(2002, p.178)によれば、連邦構成主体の取り分は、ロイヤリティが50%、ボーナスが60%と述べられている。また、利潤生産物の連邦構成主体取り分は50%である。

注5) サハリン1・2における当時の中央・地方政府間の分配比率は、サハリン1（35%）については連邦政府（13%）、サハリン州政府（22%）、サハリン2（32%）では、連邦政府に10%、サハリン州政府に22%（北東アジアサハリン研究会、1998）に基づき筆者計算。現在の税法上の中央・地方政府間の分配比率は、「1995年生産物分与法施行以前に締結されたPSA下であり、連邦と連邦構成主体への税収配分のための特別税率を規定していない場合」に基づき、連邦政府20%、地方政府80%と規定されている（横川、2007）。尚、横川（2007）によれば、上記の条件以外の一般的な企業利潤税の中央と地方の分配比率は、連邦政府に100%、地方政府に0%と定められており、PSA下での配分が当該地方政府に有利な条件になっていることがわかる。

出所) 各種資料により筆者作成。

図3 生産物の分与スキーム



出所) 各種資料に基づいて筆者作成。

表3 サハリン1・2プロジェクトのサハリン州経済への経済・社会効果

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
サハリン州予算におけるサハリン1・2プロジェクトからの主たる収入 ¹⁾							
ロイヤリティ	…	180,117	84,338	69,324	39,081	127,569	443,597
サハリン発展基金 ²⁾	—	—	—	634,000	582,400	568,000	520,000
生産物分与関係	—	—	—	—	—	—	918,400
歳入に占めるロイヤリティの割合 (%)	…	3.9	1.4	0.8	0.4	1.0	2.3
歳入に占める上記3項目の割合 (%)	…	3.9	1.4	8.5	6.0	5.2	9.7
サハリン1・2プロジェクトの地域経済への主たる経済効果							
原油輸出量 (千トン) ³⁾	…	…	…	1,576	1,679	…	…
原油輸出額 (千ドル)	…	…	…	467,400	742,300	…	…
輸出総額に占める原油の割合 (%)	…	…	…	51.0	56.0	…	…
機械製品輸出額 (千ドル)	…	…	…	372,672	1,316,231	…	…
輸出総額に占める機械製品の割合 (%)	…	…	…	40.4	59.7	…	…
請負契約による建設工事金額 (百万ルーブル)	5,090	8,208	24,812	32,356	44,043	…	…
名目平均賃金 (1ルーブル/月) (ノグリキ地区)	9,478	13,677	16,212	26,351	36,568	70,770	…
名目平均賃金 (1ルーブル/月) (コルサコフ地区)	3,568	4,883	6,628	9,209	12,414	16,561	…
名目平均賃金 (1ルーブル/月) (サハリン州全体)	5,099	7,006	9,284	11,875	15,175	22,538	…
名目平均賃金 (1ルーブル/月) (ロシア全体) ⁴⁾ (参考)	3,240	4,360	5,499	6,740	8,555	10,634	…

注1) 単位は、ロイヤリティ及びサハリン発展基金については千ルーブル。

注2) サハリン発展基金は2004年設立。

注3) 尚、2005年の原油輸出量の83.5%は日本へ輸出された。

注4) 但し、ロシア全体の数値は、*Регионы России(2007)*に基づいており、上記3つ(ノグリキ地区、コルサコフ地区及びサハリン州全体の名目平均賃金)のデータ元であるサハリン州国家統計委員会の公表資料の数値とは若干異なっている。

出所) 北海道庁サハリン事務所提供資料に基づき筆者作成。